## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

| 担 当 課             | 教育委員会事務局 長浜南部学校給食センター  |
|-------------------|--|
| 委託業務番号            | 平成29年度 長学給セ第51号  |
| 委託業務名称            | 長浜(南部)学校給食センター給食調理・配送業務委託  |
| 委託業務場所            | 長浜市南田附町535番地 長浜南部学校給食センター  |
| 業務の概要             | 長浜南部学校給食センター給食調理等の業務(受託者業務分のみ) 1)給食管理 7)研修 2)調理作業業務 8)労働安全衛生 3)食材料管理 9)配送・回収 4)施設等管理 5)業務管理 6)衛生管理       |
| 契 約 期 間           | 期間全体:平成30年8月1日から令和 4年7月31日まで<br>当該年度:令和 4年4月1日から令和 4年7月31日まで   |
| 契約年月日             | 平成30年2月13日   |
| 契 約 金 額           | 730, 341, 600円(当該年度 61, 072, 000円)   |
| 契約の相手方            | [所在地又は住所]東京都台東区東上野一丁目14番4号   |
|                   | [ 商 号 又 は 名 称 ]株式会社東洋食品  |
| 契約相手方の<br>選 定 理 由 | 当該業者の選定においては、公募型プロポーザル方式により提案書の提出を求め、同提案に関するヒアリングを実施し、その内容をプロポーザル選定委員会において評価した結果、株式会社東洋食品を契約の相手方として特定した。 |
|                   | <b>地方自治法施行令第167条の2第1項</b> (該当する項目に○印)  |
|                   | 売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあっては、予定賃貸<br>(1) 借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えない<br>ものをするとき。         |
|                   | 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、<br>(2)加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は<br>目的が競争入札に適しないものをするとき。  |
|                   | (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。   |
| 根拠規定              | (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。   |
|                   | (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。  |
|                   | (8) 競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。  |
|                   | (9) 落札者が契約を締結しないとき。  |